

令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されます

現在、65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されます。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されます。

【現在の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき



支給停止額
= 0円（全額支給）

基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき



支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-28万円) × 1/2 × 12

基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき



支給停止額
= {(47万円+基本月額-28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額-47万円)} × 12

基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき



支給停止額
= 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12

基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき



支給停止額
= {47万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)} × 12

【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき



支給停止額
= 0円（全額支給）

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき

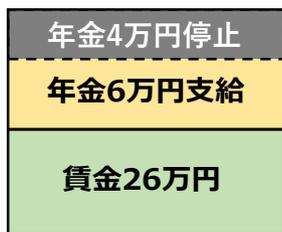


支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-47万円) × 1/2 × 12

<用語の説明>

- ・ **基本月額**
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額
- ・ **総報酬月額相当額**
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



現在の基準

合計額が28万円を超えるため年金の一部を支給停止



見直し後の基準

合計額が47万円を超えないため年金の全額を支給